

5. 被害箇所における属地的な風倒木の処理方法等

5.1. 優先度の判定

風倒被害地における事業実施に当たっては、当該地域の観光地としての影響等を考慮した事業の実施時期、事業を実施するための予算や事業体の確保等、それぞれの条件に合わせて、計画的に行っていく必要がある。

このため、「今後の経年変化により、林地に及ぼす影響に違いが生じる可能性のある風倒木の被害形態」及び「土壌」、「地形」、「立地」並びに保全対象への影響度(遠近)を3段階の優先度(A、B、Cに区分)に判定した上で、風致景観を考慮して総合的な優先度を判定した(図 5.1～5.4 参照)。

優先度の A、B、C 区分の考え方は次のとおりである。

表 5.1 風倒木の被害形態による優先度

区分	優先度とその判定基準
A	単位面積(約0.04ha)あたりの正常木率が30%未満、かつ倒伏被害木の比率が60%以上の林分
B	単位面積(約0.04ha)あたりの正常木率が30%未満、もしくは倒伏被害木の比率が60%以上の林分
C	A及びB以外の被害状況

表 5.2 地質・地形及び立地による優先度

区分	優先度とその判定基準
A	保全対象が近く、平均傾斜が35°以上
B	保全対象が近く、平均傾斜が35°未満で、土層深や地形の曲率等で崩壊発生の可能性がある箇所
C	A及びB以外の被害地

表 5.3 保全対象への影響度(遠近)による優先度

区分	優先度とその判定基準
A	保全対象に直接影響が及ぶ可能性のある箇所
B	保全対象に直接影響はないが、間接的に影響が及ぶ可能性がある箇所
C	保全対象に直接影響が及ぶ可能性がない箇所

当地域の保全対象に対し、相対的な位置関係で優先区分を設定している。
一般的な土石流や山腹崩壊に伴う土砂到達範囲とは想定が異なる。

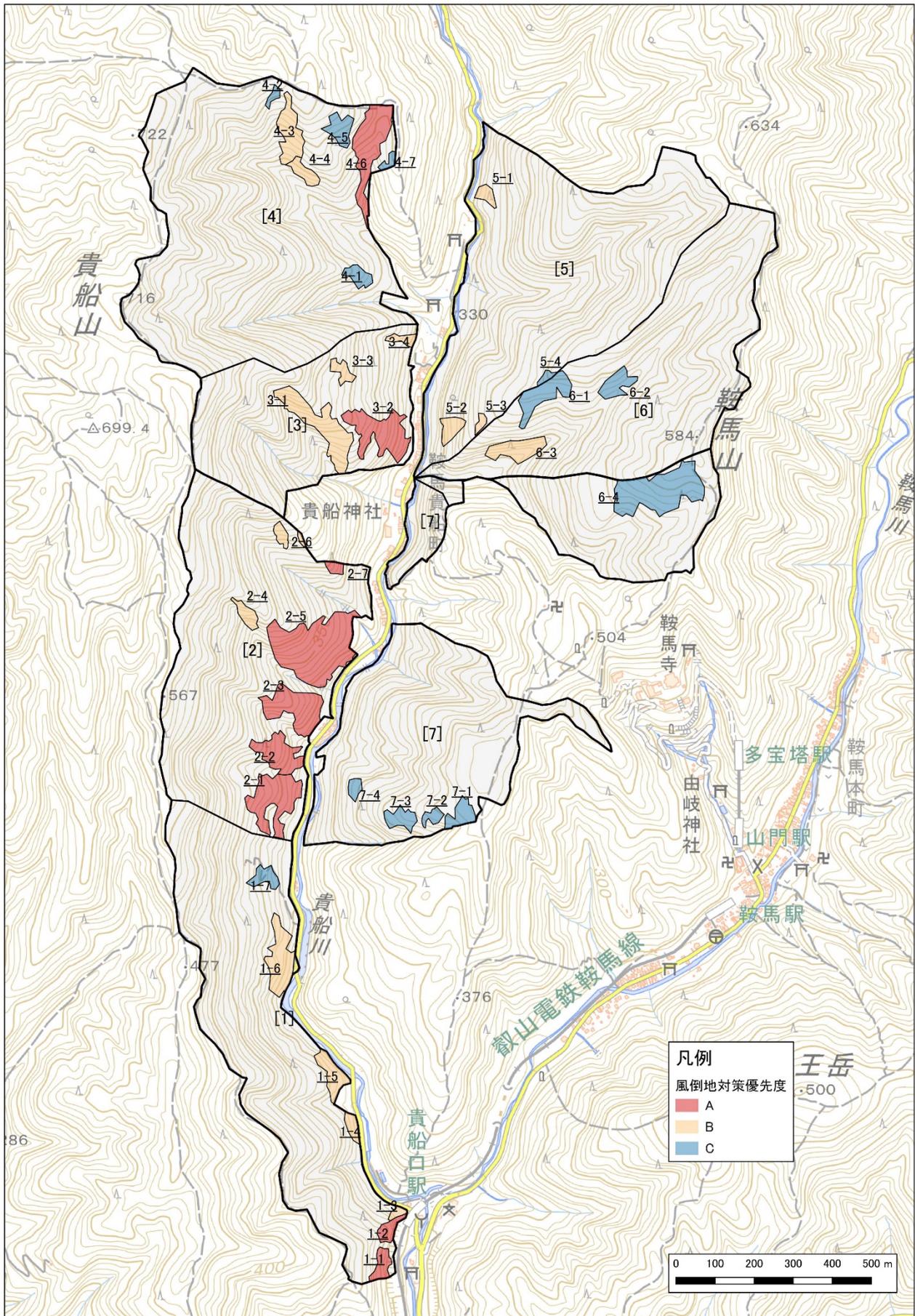


図 5.1 風倒木の被害形態による優先度

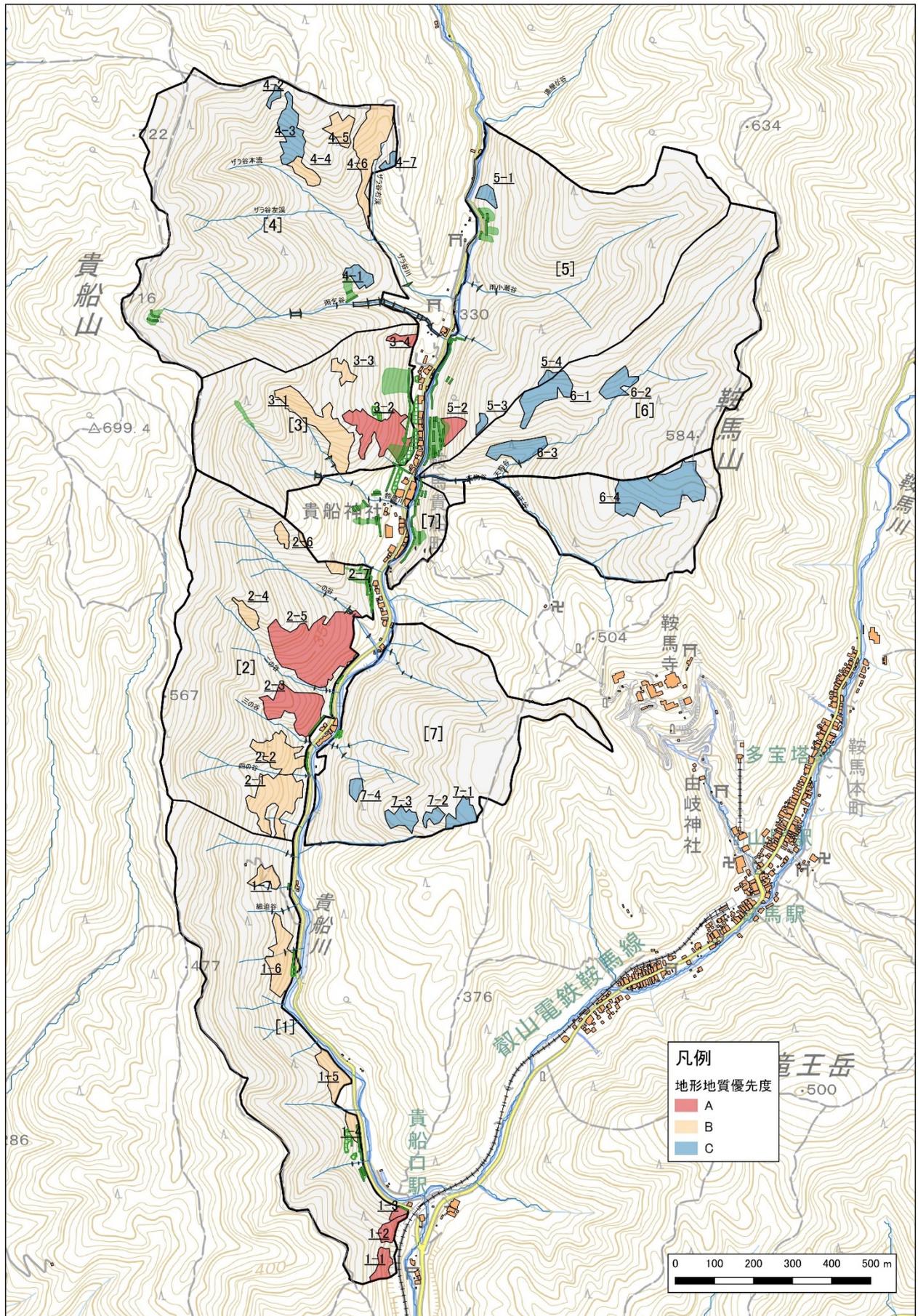


図 5.2 地質・地形及び立地による優先度

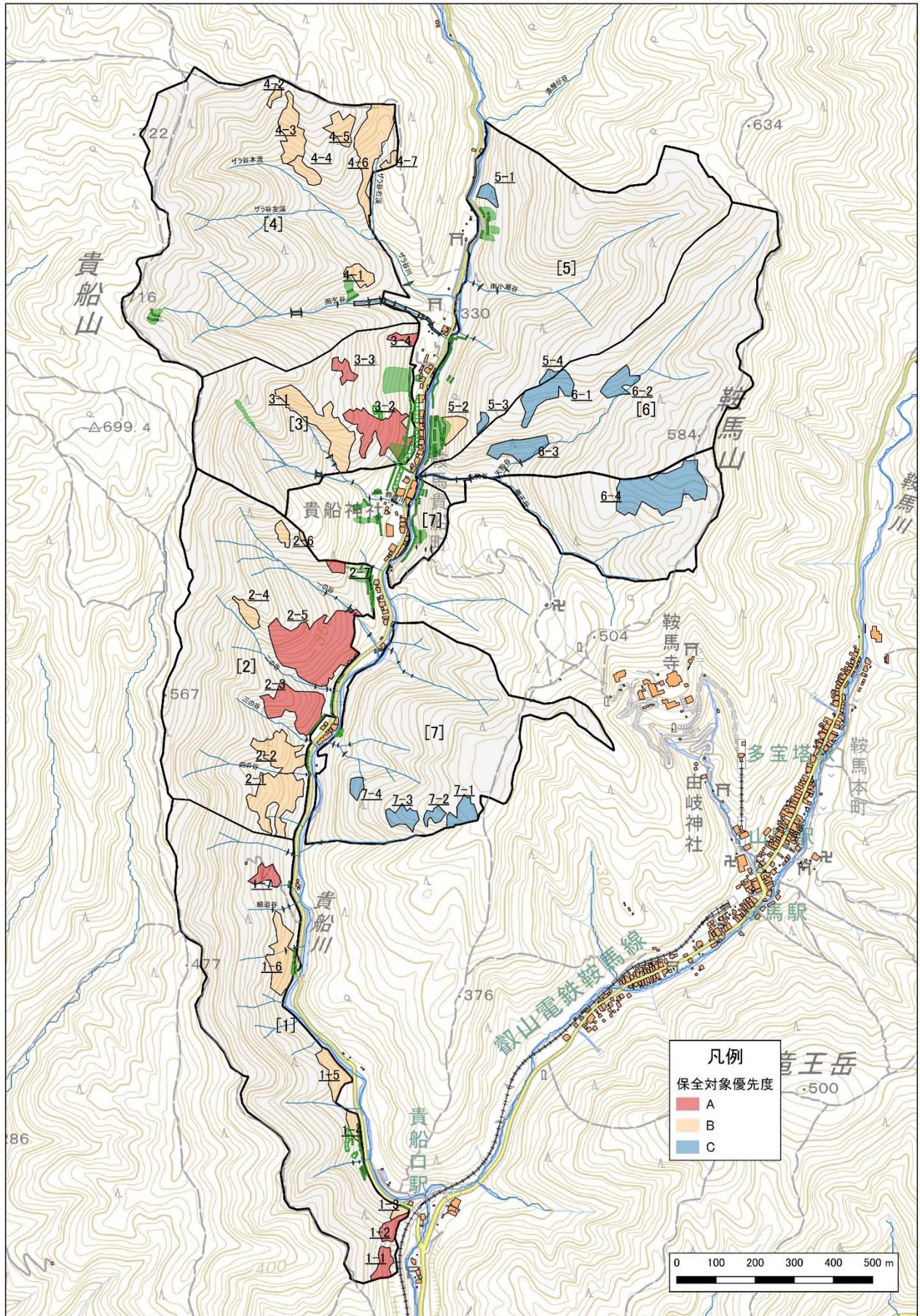


図 5.3 保全対象への影響度(遠近)による優先度

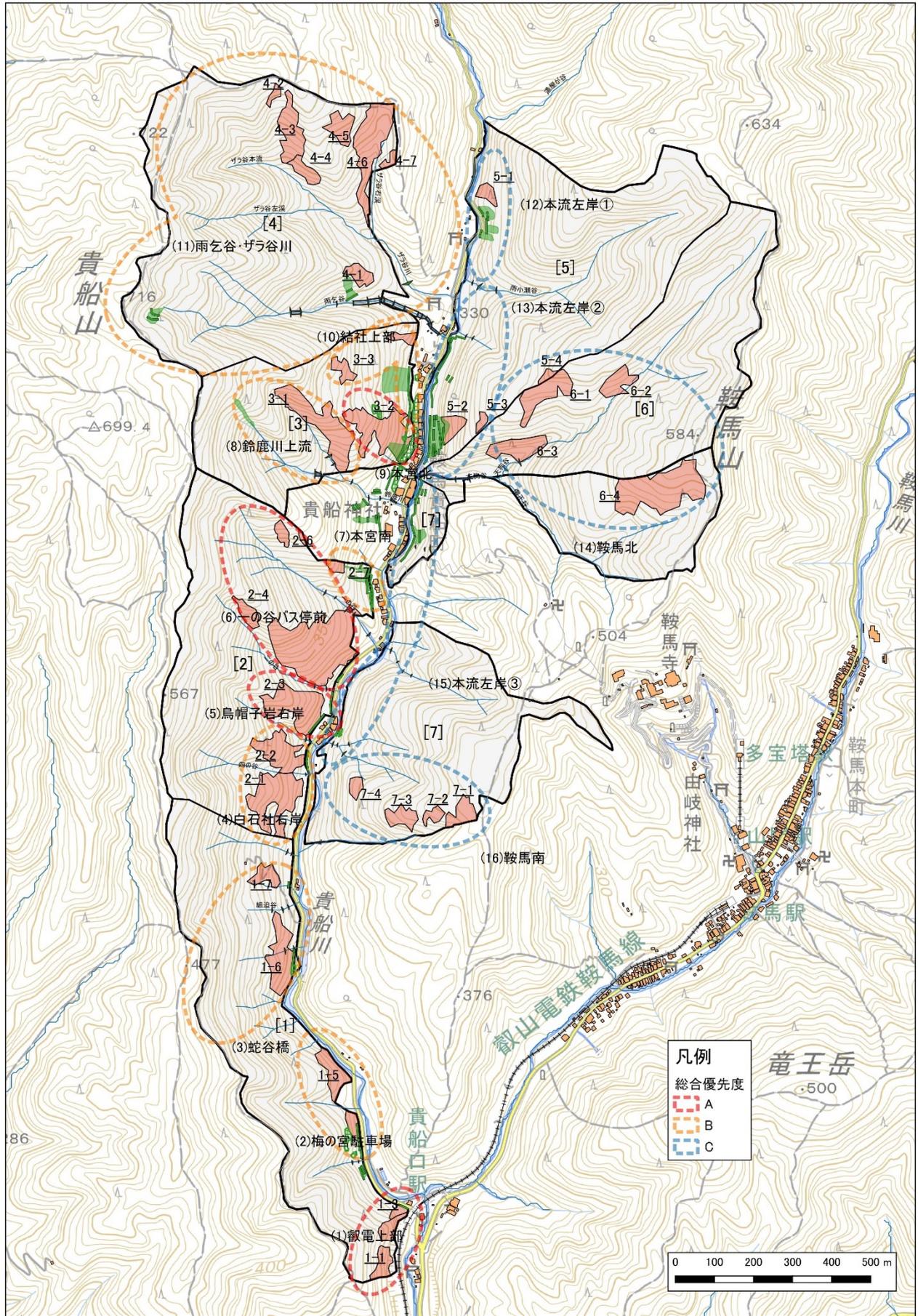


図 5.4 総合優先度